

西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業に基づき、法第115条の45第1項第1号イに規定された第1号訪問事業として、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス(以下「家事援助限定型訪問サービス」という。))を提供する人材の養成を目的として介護予防・生活支援員養成研修(以下「研修」という。)を実施する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業実施の全部又は一部を市長が適切に実施できると認める事業者等に委託して実施することができるものとする。

(実施内容)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる内容を実施するものとする。なお研修の養成課程は別表1に定めるとおりとする。

- (1)研修の企画
- (2)研修の受講者の募集
- (3)研修の実施
- (4)研修の修了者への修了証の交付
- (5)その他市長が必要と認める業務

(受講対象者)

第4条 研修の受講対象者は、研修修了後に西宮市が指定する家事援助限定型訪問サービスの事業所に従事することを希望する者とする。

(受講費用)

第5条 研修の受講費用は無料とする。

(履修期間)

第6条 原則として12カ月以内に修了することとする。

(修了証の交付)

第7条 市長は前条に定める期間内に、別表1に定めるすべての研修課程を修了した者に対し、介護予防・生活支援員養成研修修了者台帳(様式第1号)に登録した上で、修了証(様式第2号)を交付するものとする。

(修了証の再発行)

第8条 市長は前条の規定により修了証の交付を受けた者から、紛失、き損、又は氏名変更による修了証の再発行の申請があった場合は、修了証を再発行するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

科目番号	科目名	時間数	目的	内容	学習目標
1	職務の理解	1 時間	高齢者等の尊厳を保持し、権利を擁護するとともに、高齢者等やその家族と適切なコミュニケーションをとり、信頼関係を構築することができる。	①仕事の内容、現場の具体的なイメージ	総合事業における訪問型サービスの位置づけ、目的及び提供可能なサービス内容を理解する。また、多様なサービスやインフォーマルサポートについて理解する。
				②介護予防ケアマネジメントから支援の提供までに至る流れ	ケアマネジメントの意義、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れを理解する。
				③求められる職業倫理	介護の専門性と職業倫理について理解し、様々な職種との連携の重要性を理解する。
				④事故の防止と発生時の対応、感染対策、健康管理	サービスを安全に提供するため、事故防止や緊急時やトラブルへの対応、感染症予防、介護職の心身の健康管理について理解する。
2	制度理解	1 時間		①介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業その他の地域支援事業	介護保険制度及び総合事業の理念、体系、利用の流れ、サービス内容等を理解し、必要に応じて利用者・家族に説明ができる。
				②障害者福祉、生活困窮者支援などの関連制度	高齢障害者や生活困窮者への対応についての理解を深めるため、関連制度を理解する。
3	高齢者等の尊厳の保持	2 時間		①高齢者等の尊厳の保持についての基本的な理解	利用者の人権や尊厳を尊重し、利用者の立場に立った支援の基本姿勢を理解する。
				②個人情報やプライバシーの保護	高齢者等やその家族の個人情報やプライバシーの保護等情報の取扱いについて正しく理解する。
				③虐待や身体拘束の禁止	虐待の定義、身体拘束の禁止などの基本的な内容に加え、サービス利用者の尊厳やプライバシーを傷つけない生活支援のあり方を理解する。
				④成年後見制度など	権利擁護や成年後見の制度の目的、内容等について正しく理解する。
4	本人や家族とのコミュニケーション	3 時間		①本人の思いを傾聴し、共感するコミュニケーション	コミュニケーションの意義、目的、役割を理解し、コミュニケーションの基礎知識を身につける。
				②聴力障害や失語症、認知症などに応じたコミュニケーション	言語、視覚、聴覚障害者等利用者に応じたコミュニケーションが実践できるよう、コミュニケーションの留意点を学ぶ。
				③家族とのコミュニケーション	家族の心理や葛藤の存在を理解した上での適切なコミュニケーション方法と訪問時等の接遇マナーを身につける。

科目番号	科目名	時間数	目的	内容	学習目標
5	自立支援の理論と実践	2 時間	単に掃除、調理、買い物などの支援を行うだけではなく、高齢者等の有する能力を活かし、その意欲に働きかけながら、高齢者等が自立した日常生活を続けられるような支援を行える。	①基本的な考え方(ADL改善とQOL向上、リハビリテーション前置など)	生活支援を通じて、高齢者等の能力を活かし、できる限り自立した生活を続けられるよう自立支援の考え方を十分に理解する。
				②自立支援に資する具体的な生活支援技術	介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を理解し、利用者の生活状況にあった適切な支援方法を理解する。
6	老化や疾病についての理解と介護予防	2 時間	認知症の予防や早期発見、社会参加と閉じこもりの予防、運動機能の向上、栄養状態の改善、口腔ケアなど、高齢者等の介護予防に関する基本的な理解がある。	①要支援高齢者の状態像、老化による心身の変化、高齢者に多い疾病	老化に伴う身体的・心理的な変化と日常生活上の影響及び高齢者に多い疾病についての基本的な知識を理解する。
				②障害とICFの基礎知識(個人因子と環境因子など)	障害の概念とICFなど障害者福祉の基本的考え方を理解する。
				③認知症の基礎知識、予防と早期発見	認知症による生活障害及び行動障害等を理解し、認知症の人に対する関わり方の基本を理解する。
				④社会参加と閉じこもり予防、運動機能訓練、栄養改善、口腔ケアなどの意義	介護予防・フレイル予防に資する社会参加、運動、栄養のバランスの取れた取組の必要性を理解する。
7	チームケア	1 時間	地域住民、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターなどの介護予防・生活支援の担い手と良好な関係を築き、適切に連携することができる。	①チームケアの意義、住民主体と多職種連携	介護や医療の専門職によるサービスの提供だけではなく、「(セルフケアを含む)住民主体の取組」と「多職種連携」の重要性を理解する。
				②サービス担当者会議、地域ケア会議、生活支援協議会	多職種連携による地域ケア会議等の機能、生活支援体制の整備、地域づくりを支援する生活支援協議体の役割と取組について理解する。
				③情報共有の方法(記録や報告の方法など)	記録による情報の共有化の方法、報告の留意点などチームのコミュニケーション技法を理解する。

介護予防・生活支援員養成研修修了者台帳

様式第1号(第7条関係)

[illegible]

様式第2号(第7条関係)

第 号

修了証

氏 名

生年月日

あなたが西宮市介護予防・生活支援員
養成研修実施要綱に規定する「介護予防・
生活支援員養成研修」の全課程を修了され
たことを証します。

令和 () 年 月 日

西宮市長

